

郵送による猟銃及び空気銃の新規所持許可手続について

(初めて猟銃・空気銃を所持しようとする方の手続きです)

1 猟銃等講習会の受講申込み (初心者講習)

- (1) 受講申込書、収入証紙貼付用紙等の必要書類を警察署から受け取って下さい。
申請者以外の方が取りに来て結構ですし、郵送を希望される方は84円切手を貼付し申請者の住所氏名を記載した返信用封筒と送付希望書類を記載した紙を警察署に郵送して下さい、その返信用封筒で郵送します。
- (2) 住所地を管轄する警察署の生活安全課に電話をし、受講申し込みの予約をします。
- (3) 猟銃等講習受講申込書 (写真貼付) 1通を警察署に郵送し、申し込みます。
このとき、奈良県収入証紙6,900円分を貼り付けた収入証紙貼付用紙と返信に必要な額の郵便切手390円分を貼付した封筒 (申請者の住所氏名を記載したもの) を同封して下さい。
その封筒で教材である猟銃等取扱読本 (初心者用) を郵送します。

2 猟銃等講習会の受講

電話予約した日時場所において受講して下さい。

3 教習資格認定申請

※空気銃の申請の方は不要です。

郵送による申し込みは出来ませんので、警察署へ赴き申請して下さい。

※この申請の時に次の手続きである「教習資格認定証の交付、猟銃用火薬類等譲受許可の申請及び猟銃用火薬類等譲受許可証の交付」について郵送の手続きを希望する方は猟銃用火薬類等譲受許可申請書の様式1通と収入証紙貼付用紙をもらっておくと便利です。

4 教習資格認定証の交付

※空気銃の申請の方は不要です。

猟銃用火薬類等譲受許可申請

猟銃用火薬類等譲受許可証の交付

教習資格が認定されれば電話による通知がありますが、この時に郵送による手続を希望して下さい。

次は教習で使用弾丸を譲り受ける必要があるため、猟銃用火薬類等譲受許可申請書1通と奈良県収入証紙2,400円分を貼り付けた収入証紙貼付用紙を警察署に郵送します。

また、許可となれば猟銃用火薬類譲受許可証と、この時、あわせて教習資格認定証が返送されるのですが、これらの許可証については簡易書留での返送となりますので、簡易書留に必要な440円切手を貼付し、申請者の住所氏名を記載したA4サイズの返信用封筒もあわせて郵送して下さい。

5 射撃教習の受講

※空気銃の申請の方は不要です。

受講し教習修了証明書の交付を受けて下さい。

6 所持許可申請

所持許可申請は郵送による受理が出来ません。警察署へ赴いて申請して下さい。

7 所持許可証の交付

所持許可されますと電話による通知がありますが、この時に所持許可証の郵送を希望して下さい。

許可証については簡易書留での返送となりますので、簡易書留に必要な460円切手を貼付し、申請者の住所氏名を記載した返信用封筒を郵送して下さい。

返信用封筒が警察署に到着次第、この封筒に許可証を入れて郵送させていただきます。

8 猟銃等の確認

猟銃・空気銃を入手したら警察署へ持参し確認してもらって下さい。
それが終われば手続は終了です。

※ 記載の郵便切手料金は令和元年10月1日現在のものです。